## 10/1～ 古紙・衣類収集日（月2回）

分別にご協力ください。

| 住　所 | | | 収集日 |
|---|---|---|---|
| 相川 | 1～3丁目 | | 第1・3・月 |
| 淡路 | 1～5丁目 | | 第1・3・水 |
| 井高野 | 1～4丁目 | | 第1・3・月 |
| 大隅 | 1丁目 | 2トン車 | 第1・3・金 |
| | | 軽四輪車 | 第1・3・月 |
| | 2丁目 | | 第1・3・金 |
| 上新庄 | 1～3丁目 | 2トン車 | 第1・3・火 |
| | | 軽四輪車 | 第1・3・金 |
| 北江口 | 1～4丁目 | | 第1・3・月 |
| 柴島 | 1～3丁目 | | 第1・3・木 |
| 小松 | 1丁目 | 2トン車 | 第1・3・火 |
| | | 軽四輪車 | 第1・3・金 |
| | 2～5丁目 | | 第1・3・火 |
| 下新庄 | 1丁目 | | 第1・3・水 |
| | 2・3丁目 | | 第1・3・土 |
| | 4丁目 | 2トン車 | 第1・3・土 |
| | | 軽四輪車 | 第1・3・火 |
| | 5・6丁目 | 2トン車 | 第1・3・土 |
| | | 軽四輪車 | 第1・3・金 |
| 瑞光 | 1・2・3・5丁目 | | 第1・3・火 |
| | 4丁目 | 2トン車 | 第1・3・火 |
| | | 軽四輪車 | 第1・3・月 |
| 菅原 | 1丁目 | 2トン車 | 第1・3・木 |
| | | 軽四輪車 | 第1・3・月 |
| | 2・3・4・7丁目 | | 第1・3・木 |
| | 5丁目 | | 第1・3・火 |
| | 6丁目 | 2トン車 | 第1・3・木 |
| | | 軽四輪車 | 第1・3・火 |
| 大桐 | 1丁目 | | 第1・3・金 |
| | 2～5丁目 | 2トン車 | 第1・3・金 |
| | | 軽四輪車 | 第1・3・月 |
| 大道南 | 1・2丁目 | | 第1・3・金 |
| | 3丁目 | 2トン車 | 第1・3・金 |
| | | 軽四輪車 | 第1・3・月 |
| 豊里 | 1・2・4・5・7丁目 | | 第1・3・金 |
| | 3・6丁目 | 2トン車 | 第1・3・金 |
| | | 軽四輪車 | 第1・3・木 |
| 西淡路 | 1・5・6丁目 | | 第1・3・木 |
| | 2丁目 | 2トン車 | 第1・3・木 |
| | | 軽四輪車 | 第1・3・水 |
| | 3・4丁目 | 2トン車 | 第1・3・木 |
| | | 軽四輪車 | 第1・3・土 |
| 東淡路 | 1丁目 | 2トン車 | 第1・3・木 |
| | | 軽四輪車 | 第1・3・月 |
| | 2丁目 | | 第1・3・木 |
| | 3・4・5丁目 | 2トン車 | 第1・3・木 |
| | | 軽四輪車 | 第1・3・火 |
| 東中島 | 1・2・3・6丁目 | | 第1・3・木 |
| | 4・5丁目 | 2トン車 | 第1・3・木 |
| | | 軽四輪車 | 第1・3・水 |
| 豊新 | 1～3丁目 | | 第1・3・月 |
| | 4・5丁目 | 2トン車 | 第1・3・月 |
| | | 軽四輪車 | 第1・3・木 |
| 南江口 | 1・2丁目 | | 第1・3・火 |
| | 3丁目 | 2トン車 | 第1・3・火 |
| | | 軽四輪車 | 第1・3・月 |

2トン車＝大きい車で収集する地域
軽四輪車＝小さい車で収集する地域

**問合せ** 東北環境事業センター ☎6323-3511

## 視覚特別支援学校

視覚特別支援学校　職業課程では、視覚に障がいのある方（全盲・弱視）を対象に生徒を募集しています。いずれの科も、さまざまな年齢層の方が勉学に励み、免許を取得し、社会で活躍されています。文字の読み書きが不自由な方には、拡大文字や点字、音声教材などで支援します。

★入学に向けてのご相談は随時行っていますので、お問い合わせください。

保健理療科　あん摩マッサージ指圧師の資格取得

理療科　あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の資格取得

### オープンスクール2013

目の見えない方、見えにくい方など、視力でお困りの方はもちろん、本校に興味のある方を対象にオープンスクールを開催します。

**日時** 11月16日（土）13時30分～16時（受付13時～）
**場所** 視覚特別支援学校（豊里7-5-26）
**内容** 学校案内、学科案内、授業内容紹介、実技体験、視覚障がい補償機器相談など
**入学条件** メガネ・コンタクトをしても視力0.3未満の方/視力0.3以上でも視野の狭い方/身体障害者手帳（視覚1～5級）をお持ちの方
**申込み** 電話かホームページで、11月6日（水）までに申し込み。

**問合せ** 視覚特別支援学校理療部入学相談係（〒533-0013　豊里7-5-26）　☎6328-7000

## 指定外就学の許可基準を新たに追加します！

東淀川区では、「就学制度の改善」として、平成26年4月から区独自に指定外就学の許可基準を新たに2項目追加します。なお、この2項目の基準の詳細内容について素案を作成し、7月22日～8月21日に区民の皆さんから意見を募集し、23件のご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。

**●新たな指定外就学の許可基準**

**1　通学距離**

【小学校】校区の境界付近に居住し、隣の校区の学校までの通学距離が概ね300m以内であること。
ただし、校区の学校までの通学距離が300m以上あること。
【中学校】上記小学校の条件の中で「300m」と設定している部分を「800m」とする。
※各学校の敷地中心から直線で300m、または800mの位置を含む街区が対象範囲。
**対　象**　上記に住所がある新入学者、または転入・転居者

**2　部活動**

小学校5・6年時に2カ年以上継続し、（転入者においては、転入前の中学校で継続し）かつ現在もその活動に取り組んでいること。ただし、その部活動のある中学校の中で、自宅から最も近い中学校であること。
**対　象**　中学校への新入学者、または転入学者
※申請の際、添付書類として「活動してきたこと」への第三者からの証明書などが必要

**重要事項**

・保護者において通学の安全を確保していただくことが指定外就学の許可の要件です。なお、自転車の使用は禁止です。
・区独自項目の2項目により指定外就学が許可された場合は、原則として卒業まで、その学校に通っていただきます。
・部活動は、部員数減少等の諸事情により、入部までの間または在学中に休部・廃部となる場合もあります。

### 指定外就学の今後について

①就学通知書送付後に指定外就学の申請受付期間を設けますので、希望する場合は申請してください。
②各学校の受け入れ可能な人数には制限があります。そのため、受け入れ可能な人数（0人の場合もあり）を、区ホームページ等でお知らせします。可能数を超えて申請があった場合は、抽選となります。

### 「学校選択制」にかかる今後の検討について

就学制度の改善に向けて、「学校選択制」についても引き続き検討していきます。そのため、「学校選択制」の制度内容をより深く知っていただき、区民の皆さんの意見をお聞きする機会として、説明会（10・11月頃）やアンケートの実施（12月頃）を予定しています。詳しくは、ホームページや学校等を通じて配付するチラシなどをご確認ください。

**問合せ** 区役所窓口サービス課　1階5番　☎4809-9963

### 区長コラム⑬　はい！東淀川区長 金谷（かなたに）一郎です！

就学制度の改善について、当区では通学距離と中学校のクラブ活動について平成26年4月入学の子どもさんから一定の条件で指定外就学の緩和をいたします。引き続き、就学制度の改善について、保護者をはじめとする区民の皆さんからご意見をお聞きする機会を各学校園や地域で設けます。ぜひご参加ください。

10月は市民健康月間です。特集面で健康情報を紹介していますのでご活用ください。

10月26日、11月9日・16日・30日の土曜日に、東淀川区地域人権リーダー養成講座を開催します。桂　福車さん（落語家）をはじめ4名の講師をお招きしています。多数のご参加をお待ちしています。詳しくは、1面をご確認ください。

淡路出張所における窓口業務の一部を、サービス向上の観点から民間に今月から本格的に委託します。9月の試行期間を終え、民間の職員が対応しますので、よろしくお願いします。

広告掲載枠


市の制度や手続き、市のイベント情報に関するご案内などは大阪市総合コールセンターへ（年中無休8時～21時）
☎4301-7285　FAX6644-4894　http://www.osaka-city-callcenter.jp/

「広報ひがしよどがわ」は再生紙を使用しています。